


# 健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律 の一部を改正する法律案の概要

## 現 状

- 薬価は、厚生労働省告示の「診療報酬の算定方法」の規定に基づき、同じく厚生労働省告示の「使用薬剤の薬価（薬価基準）」で定められている。
- 法律には、薬価の改定の時期や薬価の改定の際に考慮すべき要素などは定められておらず、これらは厚生労働大臣の裁量に委ねられている。
- 従前、薬価改定は、診療報酬改定に合わせて2年に1回行われてきたが、平成28年の4大臣決定を契機として、現在は毎年行われている。
  - ※ ただし、診療報酬改定のない年の薬価改定（いわゆる「中間年改定」）は、これまで価格乖離の大きな品目に対象を限定して行われてきている。

## 概 要

- 診療報酬の基準は2年ごとに必要な改定を行うことを原則とすることを法律上明確化するもの。
- 
- 慣例で2年に1回行われている診療報酬改定を法律に位置付けることにより、薬価の中間年改定や市場拡大再算定などの随時の改定はあくまで通常改定に対する例外的な改定であることを明確化する。